



Volume License Agreement

FileMaker Server、FileMaker Pro Advanced その他のソフトウェア・ダウンロードページに記載されたあらゆるソフトウェア・プログラム（以下「本ソフトウェア」という）は、FileMaker, Inc. および／または FileMaker International（以下、総称して「FMI」という）からライセンシーに対して、本 Volume License Agreement（以下「本ライセンス」という）の条件に基づいた使用のみを目的として、販売されるのではなく、ライセンスされるものである。ライセンシーは、本ソフトウェアをインストールしたり、コピーしたり、ダウンロードしたり、アクセスしたり、またはその他の方法で使用したりすることにより、本ライセンスの条件に従う義務があることに同意するものとする。ライセンシーが本ライセンスの条件に同意されない場合は、ライセンシーは、本ソフトウェアをインストールしたり、コピーしたり、ダウンロードしたり、使用したり、本ソフトウェアにアクセスしてはならず、速やかに FMI に書面で通知するものとする。

1. ライセンス

- (a) **ライセンス総則**：該当する料金の全額の支払いがなされた上で、且つ本ライセンスの規定に従うことを条件として、FMI はライセンシーに対し、第 1 条(a)(i)または(a)(ii)の該当するライセンスモデルにおいて規定されている本ソフトウェアをインストールし、これを使用する、非独占的、永続的（本契約第 7 条に基づき契約が終了された場合を除く）且つ譲渡不可能なライセンスを付与する。「ライセンスカウント」とは、FMI の契約システムで提示されているとおり、(i) ユーザライセンスモデルに基づき認められたユーザの数及び (ii) 同時接続ライセンスモデルに基づいて認められた同時接続の数の両方を指す。

- (i) **ユーザライセンス** **ライセンシーがユーザライセンス（以下「ユーザライセンス」という）を購入している場合、以下の条件が適用される（かつ以下第 1 条(a)(ii)の条件は適用されない）。**ライセンシーは、FMI から追加のライセンスを書面により付与されない限り、各ユーザライセンス契約に基づき、3 つの FileMaker Server ソフトウェアのライセンスを受ける。ライセンシーは、本ソフトウェアにアクセスすることになる社内又は組織内の各個人のためにユーザライセンスを購入しなければならない。この本ソフトウェアにアクセスするライセンスを受けた各個人を「ユーザ」と定義する。各ユーザは、FileMaker WebDirect ウェブブラウザクライアント、FileMaker Go クライアントおよび FileMaker Pro Advanced クライアント（以下、総称して「クライアント」という）を使用して、FileMaker Server 内に保存されているデータにアクセスする権利を有する。ユーザは FileMaker Server にアクセスするためにあらゆるクライアントを使用することができる。ユーザはまた、FileMaker Server に接続した状態又は接続されていない／オフラインの状態のいずれかにある FileMaker Pro Advanced クライアントを使用することができる。ユーザは、有効なユーザライセンスを保有し、FileMaker Server ソフトウェアにアクセスする際にこれを使用する限り、同時接続ライセンス契約に基づき購入した FileMaker Server にアクセスするためにあらゆるクライアントを使用することができる。ライセンシーが、同時接続ライセンス契約に基づいて購入した FileMaker Pro Advanced クライアントは、ユーザライセンス契約に基づいて購入した FileMaker Server ソフトウェアにアクセスすることを許可されていません。ライセンシーは、現在のユーザが本ソフトウェアを利用することが不要になった場合に限り、社内又は組織内の別の個人に対して契約数の範囲内でユーザライセンスを再割り当てすることができる。

- (ii) **同時接続ライセンス** **ライセンシーが同時接続のライセンス（以下「同時接続ライセンス」という）を購入している場合、以下の条件が適用される（かつ以下第 1 条(a)(i)の条件は適用されない）。**ライセンシーは、1 つの FileMaker Server ソフトウェアのライセンスを受ける。ライセンシーは、FileMaker WebDirect ウェブブラウザクライアント、FileMaker Go クライアントおよび FileMaker Pro Advanced クライアント（以下、総称して「クライアント」という）を使用して、FileMaker Server 内に保存されているデータにアクセスする権利を有する。ライセンシーは、FileMaker Server に同時にアクセスする個々の接続の最大数と同数の同時接続ライセンスを購入しなければならない。FileMaker Server にアクセスする各クライアントは、同時接続として数える。ライセンシーは、その従業員に対してのみ、FileMaker Server に接続した状態又は接続されていない／オフラインの状態のいずれかにある FileMaker Pro Advanced ソフトウェアを使用することを許可することができる。ライセンシーの施設内において稼働し、またライセンシーからの明示的な許可を受けているライセンシーの臨時の従業員、コンサルタントまたは受託者はまた、ライセンシーのために活動するときに限り、FileMaker Pro Advanced ソフトウェアを使用することができる。それらの者がライセンシーのために稼働することをやめたとき、またはこのライセンスが第 7 条により終了したとき、FileMaker Pro Advanced ソフトウェアは、それらの者のコンピューターから削除されなければならない。ライセンシーが教育機関である場合、ライセンシーは学生、教職員、教育助手、管理人およびスタッフの現在籍者に対してのみ、当該教育機関が所有管理されるコンピューターにおいて FileMaker Pro

Advanced ソフトウェアを使用することを許可することができる。ライセンシーは、FileMaker Pro Advanced クライアントに対してのみ、同時接続ライセンス契約に基づき購入した FileMaker Server に接続することを許可することができる。FileMaker WebDirect 接続の場合、ウェブブラウザの各タブが開かれて FileMaker Server に接続している場合には別のクライアントとして同時接続数に数えられる。ライセンシーは、ユーザライセンス契約に基づいて購入した FileMaker Pro Advanced クライアントが、FileMaker Server ソフトウェアにアクセスすることを許可することができる。同時接続ライセンス契約に基づく 1 つのクライアントが複数の FileMaker Server の同時接続ライセンスに同時にアクセスする場合、各クライアントがアクセスする各 FileMaker Server 毎に同時接続が要求される。ライセンシーは、いかなるときにおいても、FileMaker Pro Advanced のあらゆる使用は、FileMaker Server に接続した状態又は接続解除されている／オフラインの状態に関わらず、同時接続の最大数まで使用を許可することができる。

- (b) **FileMaker Data API ライセンス** : FileMaker Server ソフトウェアは FileMaker Data API の機能（以下「Data API 機能」という）を含む。Data API 機能は、FileMaker Server 上のデータベースに対して REST API データ要求（以下「データ要求」という）を行うことによって、ライセンシーが FileMaker Server 上のデータベースを介してデータを出し入れすることを可能にする。ライセンシーが行うことができるデータ要求の数は、ライセンシーが契約と共に受ける API データ転送（以下「API データ転送」という）の量に限定される。インバウンドのデータ要求（ライセンシーの FileMaker Server 上のデータベースにデータを入れること）については、ライセンシーは無制限に API データ転送を行うことができる。アウトバウンドのデータ要求（ライセンシーの FileMaker Server 上のデータベースからデータを出すこと）については、ライセンシーが行えるのは自己が購入する追加の API データ転送と共に契約に含まれる API データ転送に限定される。ライセンシーがユーザライセンス契約に基づき FileMaker Server ソフトウェアを購入する場合、ユーザライセンス契約に基づきライセンシーが受ける API データ転送は、ユーザライセンス契約に基づきライセンシーが受ける全ての FileMaker Server ライセンス間で共有される。ライセンシーが受け取る API データ転送量はライセンシーの契約開始日に基づいて 1 年間で与えられるものであり、未使用の API データ転送量は次の契約期間に繰り越すことはできません。

- (c) **エンドユーザライセンス契約** : 本ソフトウェアと共に示されるエンドユーザライセンス契約（以下、「エンドユーザライセンス契約」という）の契約条件が、本ライセンスに基づき使用される本ソフトウェアの各々のコピーの使用に適用されるものとする。但し、エンドユーザライセンス契約は、本ソフトウェアに追加ライセンスを付与するものではない。

- (d) **アップグレード及びアップデート** : 本ソフトウェアがアップグレード又はアップデートとしてライセンスされる場合、ライセンシーは同じソフトウェアの有効にライセンスされたバージョンにとり代わるものとしてのみ、本ソフトウェアを使用することができる。ライセンシーは、アップグレード又はアップデートが本ソフトウェアに対する第二のライセンスを付与するものではないことに同意する（即ち、ライセンシーは、このアップグレード又はアップデートによって取り替えられる本ソフトウェアに加えてこのアップグレード又はアップデートを使用してはならないし、アップグレード又はアップデートによってとり換えられる本ソフトウェアを第三者に譲渡してはならない）。

- (e) **教育** : 日本においては、本ソフトウェアが教育用ディスカウント価格でライセンスされた場合には、FMI 又はその子会社が教育用ライセンス対象教育機関として定義する教育機関に在籍する学生・生徒・教職員のみが教育上の目的のみに本ソフトウェアを使用することができる。

2. 制限 個別の EULA に記載の制限に加え、下記の制限が適用されるものとする。

- (a) **その他の制約** : ライセンシーは、本ソフトウェアのリバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルすることは、適用される法律により明示的に許可されている場合を除き、認められていないことを確認する。ライセンシーは、本ソフトウェアの全体又は一部を改変、翻案、翻訳、レンタル、リース、貸与、または本ソフトウェアの全体又は一部を基にして二次的著作物を作成することはできない。

- (b) **使用制限** : 本ソフトウェアは、原子力施設の運用、航空機の運航、通信システム、航空管制の運用、生命維持機器またはその他本ソフトウェアの動作不良が死亡、怪我又は重大な物理的又は環境的損害につながる恐れのある環境において使用されることを予定したものではない。

- (c) **譲渡制限** : ライセンシーは FMI からの事前の書面による同意なしに、本ライセンスに基づくライセンシーの権利を移転又は譲渡してはならない。

3. 保守ソフトウェア

(a) 定義：

- (i) 「保守ソフトウェア」には、アップグレードとアップデートの両方が含まれる。
- (ii) 「アップグレード」とは、ファンクショナリティの追加とパフォーマンスの強化の両方またはいずれか一方を通じての既存の製品の改良を意味する。アップグレードであることは、その製品のバージョンナンバーの小数点の左側または右側の数字の変更により特定される（例：FileMaker Pro 15.0 から 16.0 へのアップグレード、またはバージョン 8.0 から 8.5 へのアップグレード）。
- (iii) 「アップデート」とは、修正を含むバグ・フィックスアップデート、仕様との一致を維持するための互換性アップデート、および特定の標準との相互利用のための標準互換性アップデートを意味する。アップデートであることは、「v」の右側の数字の変更により特定される（例：FileMaker Pro 16.0v2 Advanced）。アップデートは、一般的には電子的ダウンロードの形態でしか提供されない。

(b) 保守ソフトウェアライセンス：本ライセンスの一部として、本ソフトウェアを使用できるライセンシーの権利は、ソフトウェア・ダウンロードページに記載された本ライセンス契約発効日と保守期間満了日との間（以下「保守期間」という）に商業的にリリースされる保守ソフトウェアにも及ぶものとする。FMI は、当該期間内に保守ソフトウェアが商業的にリリースされた場合、そのマスター・コピー 1 部をライセンシーに提供する。

(c) 制限及び権利否認：一定の顧客又は一定のマーケットセグメントのために作成される保守ソフトウェアとは異なる名称の製品や保守ソフトウェアの特別バージョンが、たとえ類似する特徴又は機能を有しようとも、保守ソフトウェアに対するライセンシーの権利は、このような異なる名称の製品や特別バージョンを取得できる権利を、決してライセンシーに付与するものではない。各種の製品が、スペシャル・プロモーションとして、異なるコンフィグレーションで、小売その他の販売経路において適時提供されるかもしれないが、それらは、FMI による独自裁量に基づく場合を除き、保守ソフトウェアとして提供されることにはならない。

保守ソフトウェアは、あくまで FMI 及びそのライセンサーが自己の独自裁量に基づき、開発されたりリリースされるものである。FMI 及びそのライセンサーは、保守ソフトウェアを、その保守期間中に開発したりリリースする旨の保証又は表明を行うものではない。また、FMI 及びそのライセンサーは、保守ソフトウェアが商業的にリリースされたあと、ライセンシーに対して保守ソフトウェアを特定期間内に提供する旨の保証を行うものでもない。

4. 所有権 ライセンシーは本ソフトウェアが記録された媒体を所有するが、ライセンシーは、本ソフトウェア自体の所有権は FMI とそのライセンサーが所有することを認める。FMI は、ライセンシーに明示的に付与されている権利以外のすべての権利を留保する。付与された権利は、本ソフトウェア上の FMI およびそのライセンサーの知的財産権に限られ、その他の特許権または知的財産権は含まれない。

5. 限定保証

FMI は、本ライセンスの購入日から 90 日の期間、FMI が提供する本ソフトウェアが、FMI から入手することができる本ソフトウェアの公表された仕様に実質的に合致することを保証する。上記の限定保証に違反した場合の FMI の全責任及びライセンシーの唯一かつ排他的な救済手段は、FMI の選択により、記憶媒体の交換、購入代金の返還又は本ソフトウェアの修理若しくは取替のいずれかとなる。

この限定保証は、FMI 及びそのライセンサーの行う唯一の保証であり、FMI 及びそのライセンサーは、本ソフトウェア及びその付随する文書に関する市販性、品質適合性、及び／又は特定目的適合性を含むがこれらに限定されない、その他一切の明示又は黙示の保証及び条件を（付随的か法令に基づくかどうかに関わらず）明示的に否定する。更に、本ソフトウェアのライセンシーの娯楽性の妨害がないこと、本ソフトウェアが第三者の専有権を侵害しないことに関する一切の保証はないものとする。FMI は、本ソフトウェアの操作が中断されことなく若しくはエラーを生じることなく行われること、又は本ソフトウェアの瑕疵が修正されることを保証するものではない。FMI 又はその授權された代表者により提供された口頭・書面による情報又は助言は、保証を成立させるものではない。一部の法域では黙示の保証又は条件の除外又は制限を認めていないため、上記の制限はライセンシーに適用されない場合がある。本 5 条に基づく、免責条項及び限定保証は、取引以外の方法で本ソフトウェアを取得した消費者の法定の権利に影響を及ぼす、または損ねるものではなく、また FMI の過失による死亡または人身傷害に対する責任を制限するものではない。

6. 救済及び損害金の除外及び制限

(a) 除外：FMI、その親会社、子会社、又はこれらのもののライセンサー、取締役、役員、従業員もしくは関連会社は、予測可能であったかどうかに関わらず、本ソフトウェア又は付随する文書の使用または使用不能により生じたかを問わず、ライセンシーに対し、いかなる派生的損害、付随的損害、間接損害および特別損害（営業利益の損失、事業の中断、企業情報の損失などによる損害を含むがこれらに限定されない）又は、事業、営業利益、事業収入の直接の損失についても、責任を負わない。このことは、クレームの根拠（契約、過失その他の不法行為や法令に基づくか、その発生原因）をも問わず、

FMI 又は FMI の代表者がこうした損害発生の可能性について知らされていた場合も同様とする。

(b)制限：上記の6(a)条にて除外されていない原因（契約、過失又はその他の不法行為、法令に基づくかその他発生原因を問わず）から生じる損害に対する FMI の責任の総額は、当該損害の原因となったソフトウェアに対して支払われた金額を超えることはないものとする。両当事者は、これら救済及び損害金の制限規定が、いかなる保証救済の本質的目的からも独立して履行され、例えその目的を果たせない場合でも有効に存続することに同意する。本制限は、適用法にて当該責任を負うことを求められる場合はその範囲内に限り、FMI の過失による死亡または人身傷害には適用されない。一部の法域では、派生的損害又は付随的損害に関する責任の除外又は制限が認められていないため、本6条の責任の制限は、ライセンスに適用されない場合がある。本ライセンスは、取引以外の方法で本ソフトウェアを取得した消費者の法定の権利に影響を及ぼす、または損ねるものではない。

7. 終了 ライセンシーが本ライセンスに違反し、かかる契約違反が FMI からの書面による契約違反の通知を受領したあと 30 日を過ぎ、てなお継続する場合、FMI は、ライセンシーへの書面で、の通知により本契約を解除し、本ライセンスを無効にするための措置を行使することが、できる。これにより、本契約および本ライセンスに付与されたすべての権利は直ちに停止します。ライセンシーは、FMI に書面で通知することにより、いつでも本ライセンスを終了することができる。本ライセンスがいかなる形で終了した場合、ライセンシーは、本ソフトウェアの全てのコピーを速やかに FMI に返却するかあるいは本ソフトウェアのコピーを全て既に破棄したことを書面をもって確認せねばならないものとする。本契約第2条、4条、5条、6条、7条及び8条は、本ライセンスの終了後又は本ライセンスが解除された後も存続するものとする。

8. 輸出管理 お客様は、アメリカ合衆国の法律およびソフトウェアが取得された国の法律が認めている場合を除き、ソフトウェアを使用または輸出もしくは再輸出することはできません。特に、例外なく、ソフトウェアを、次のいずれの者に対しても、輸出または再輸出を行うことはできません。(a) アメリカ合衆国の通商禁止国 (b) アメリカ合衆国財務省の特別指定国リスト(list of Specially Designated Nationals)またはアメリカ合衆国商務省の拒否人名リスト (Denied Person's List or Entity List)上の一切の者。ソフトウェアを使用することにより、お客様は、上記国家に住居を定めていないこと、あるいは上記リストに該当するものではないことを表明および保証するものとします。また、お客様は、お客様がアメリカ合衆国の法律で禁止されている目的でソフトウェアを使用しないことに同意していただいたものとし、当該目的にはミサイル、核、化学兵器もしくは生物兵器の開発、設計、製造または生産を含みますがこれらに限定されません。

9. 一般条項 本ライセンスが購入された国に FMI の子会社がある場合、本ライセンスは FMI の子会社のある国の法律に準拠し、それに基づいて解釈されるものとする。そうでない場合、本ライセンスはアメリカ合衆国及びカリフォルニア州の法律に準拠し、これに基づいて解釈されるものとする。両当事者は、国際商品売買契約に関する国連協定（1980）（United Nations Convention on Contracts for International Sale of Goods (1980)）（改正を経たもの）は本ライセンスに適用されないことに同意する。本ライセンスは、本ライセンスの条件に基づいてライセンスを付与された、本ソフトウェアについての両当事者間における合意のすべてを構成するものであり、本主題に関する事前または同時の合意、協定および理解に優先する。本ライセンスは、それらの条件が FMI の正式に授権された代表者が書面によって明確に同意しない限り、ライセンシーの注文書又はその他の部分、もしくは黙示の商習慣又は取引の過程に含まれる又は言及されるその他の条件に優先する。矛盾する規定は、本ライセンスによって除外又は消去される。ライセンシーは、FMI によってなされた表明に依拠したことを確認し、同意する。ただし、本ライセンスのいずれの条項も、不正に行われた表明に対する損害を制限または除外するものではない。本ライセンスの修正又は変更は、FIM にて書面にて署名されない限り、拘束力がないものとする。本ライセンスのある規定が、管轄権を有する裁判所によって法律に違反するとされた場合、かかる規定は許可される最大限度まで履行されるものとし、本ライセンスのその他の規定は、完全な効力をもって存続する。FMI による権利行使又は救済の不履行又は履行の遅延は、明確な書面による通知のない限り、当該権利の放棄を構成するものではない。FMI が権利行使又は救済の1つ又は部分的に履行したとしても、当該行為は、その他の権利又は救済を放棄すること又は更なる権利行使を除外するものではない。本ソフトウェアおよび関連するドキュメンテーションは 48 C.F.R. F.R. R にて定義される「Commercial Items」であり、48 C.F.R. F12.212 または 48 C.F.R. F.R. R で使用されている「Commercial Computer Software」および「Commercial Computer Software Documentation」により構成されている。48 C.F.R. F.R. R. または 48 C.F.R. F.R. R. Com ないし 227.7202-4 に従い、Commercial Computer Software および Commercial Computer Software Documentation は、(a) Commercial Items として、(b)この使用条件に従ってその他のすべてのエンドユーザーに付与される権利と同じ権利のみがアメリカ合衆国政府にライセンスされている。アメリカ合衆国の著作権法に基づく公表権(Unpublished-rights)は留保する。